

室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

平成28年7月制定

市民が手話を言語として理解し、手話の広がりを感じることで、思いやりのある心を持ち、全ての人の社会参加とだれもが安心して暮らすことができる生きがいのある社会を実現するため、条例第6条第1項各号に規定する推進方針を以下のとおり定めるものとします。

1. 手話に対する理解及び手話の普及に関する事項（条例第6条1項1号）

（1）施策の基本的方向

室蘭市における手話の普及は、これまで長い間、室蘭聴力障害者協会及び市内の手話サークル団体が支えてきました。

市は、市民への手話の理解及び普及を推進していくため、室蘭聴力障害者協会及び市内の手話サークル団体と連携しながら、普及啓発活動などを通し、手話に親しみ、手話を学べる環境づくりに努めていきます。

（2）推進施策

ア. 手話を身近に触れることができる機会を提供し、かつ、手話への知識を深めることができるよう、市の広報紙、ホームページ、パンフレット等により啓発を行います。

イ. 手話に親しむことができるよう、出前講座を実施していきます。

2. 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくりに関する事項（条例第6条1項2号）

（1）施策の基本的方向

現在、音声言語により提供されている行政情報等について、手話による情報の取得ができる環境を整備し、かつ、日常生活において手話を使いやすい環境づくりに努めていきます。

（2）推進施策

ア. 市主催のイベント、会議等への設置手話通訳者及び手話協力員の派遣を推進するため、関係各課への周知を図ります。

イ. 市役所等で手話を使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する講習会を実施します。

ウ. 対面による手話通訳を基本としつつ、ICT（情報通信技術）を活用した遠隔手話通訳サービス等の導入について検討し、手話を使いやすい環境づくりを進めます。

3. 手話による意思疎通支援の拡充に関する事項（条例第6条1項3号）

（1）施策の基本的方向

手話を必要とする市民が日常生活を営み、又は社会参加をする上で、特に正確な情報が必要なとき又は自らの意思を正確に伝えるときは、手話通訳を介して意思疎通を図っており、手話通訳は重要な役割を担っています。

市は、手話通訳の重要性を認識し、技術を有する人材の育成及び確保並びに意思疎通支援事業の充実に努めていきます。

(2) 推進施策

ア. 新たな手話協力員の育成のため、手話奉仕員養成講座の効果的な開催方法について検討していきます。

イ. 手話協力員が活動しやすい環境をつくるため、他の自治体の状況を参考にしながら、その方策を検討していきます。

ウ. 手話協力員及び設置手話通訳者の技術の向上を図るための方策について検討していきます。

4. 市長が必要と認める事項（条例第6条1項4号）

市長は、1から3までに定めるもののほか、手話を普及するために必要な施策を推進するものとします。

5. 各施策の検証と評価について

本方針に基づく各年度の取組については、その実績を公表し、必要に応じて見直しを行うものとします。